

合併市に関する調査

記入月日：平成16年4月15日

基礎情報

都道府県・市名	広島県・三次市（みよし）
合併期日	平成16年4月1日
合併形式	新設合併
住所（旧市町村名も記載）	広島県三次市十日市中2丁目8-1（旧三次市）
人口（合併直近の国調）	61,635人
面積	778.19km ²
議員定数	30名
関係市町村名	三次市、君田村、布野村、作木村、吉舎町、三良坂町、三和町、甲奴町

関係市町村合併直前の状況

関係市町村	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
	三次市	39,503	251.55	20	24.1
君田村	2,000	85.87	10	36.2	
布野村	2,003	82.71	12	31.5	
作木村	2,014	92.25	10	43.6	
吉舎町	5,093	84.07	12	35.8	
三良坂町	3,972	43.68	10	27.8	
三和町	3,789	72.89	12	38.1	
甲奴町	3,261	65.17	12	39.8	
合計	—	61,635	778.19	98	—

関係市町村の財政状況

* 数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

13年度決算

関係市町村	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
三次市	17,066,443	4,942,550	5,536,162	農工・低開発・辺地山村	0.499	
君田村	2,705,665	140,746	1,080,671	過疎・辺地・山村	0.129	
布野村	2,286,744	165,618	1,003,733	過疎・辺地・山村・農工	0.149	
作木村	4,000,942	333,800	1,032,559	過疎・辺地・山村・農工	0.252	
吉舎町	4,554,254	398,868	1,695,927	過疎・辺地・山村・農工	0.220	
三良坂町	3,303,469	354,891	1,403,316	低開発・過疎	0.216	
三和町	3,073,838	282,227	1,580,453	過疎・辺地・山村	0.171	
甲奴町	3,118,219	193,988	1,467,041	過疎・辺地・山村	0.142	
合計	-	40,109,574	6,812,688	14,799,862	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成14年4月1日	解散年月日：平成16年3月31日
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会委員：50名 ・幹事会：8名 ・事務局：18名 ・14専門部会、47分科会 	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成16年度から27年度	
基本計画の主要項目	<ul style="list-style-type: none"> ・人々がふれあい輝く「自治のまち」づくり ・美しい自然とともに健やかに安心して暮らせる「定住のまち」づくり ・豊かな心を育み知識を高める「文化の薫るまち」づくり ・活力に満ちた産業と広域の中心機能を持つ「中核都市」づくり ・行財政改革による自治体組織の健全化 	
旧市町村庁舎の利活用	本庁及び支所として利用	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 1, 2
議会の議員の定数に関する特例	<input checked="" type="radio"/> 有・無	有の場合：38名
議会の議員の在任に関する特例	<input checked="" type="radio"/> 有・ <input type="radio"/> 無	有の場合：-年-ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：37.1万円	
地域審議会の設置について	<input checked="" type="radio"/> 有・無	
内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 旧市町村ごとに地域審議会を設置する。 2 設置期間 平成16年4月1日から平成27年3月31日まで 3 事務 <ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画の変更及び執行状況に関する事項につき市長の諮問に応じて審議し、答申する。 ・新市建設計画の執行状況、公共施設の設置・管理運営に関する事項について審議し、市長に意見を述べるができる。 4 組織 <ul style="list-style-type: none"> ・12名以内とし、関係区域に住所を有する者から、市長が委嘱する。 5 任期 <ul style="list-style-type: none"> ・2年 再任することができる。 	
地方税に関する特例	有：法人市民税・都市計画税	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・法人税割の税率 ・旧三良坂町の都市計画税の段階的税率の適用 	
合併特例債発行限度額（億円）	275億円	

その他

協議された事項	主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。(例：庁舎の位置 等)
	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民自治のまちづくり計画について 2 新市の例規について 3 新市の給与、手当及び服務について 4 介護保険計画について 5 地域防災計画について 6 新市生活交通体系計画について 7 消防団の再編について 8 公共団体等の取扱いについて 9 新市の組織機構について 10 合併初年度の予算編成方針について
	残された課題について、箇条書きでご記入ください。

- 1 各種団体への補助金、交付は金等について
- 2 公共的団体等の取扱いについて
- 3 商工観光関係事業の取扱いについて
- 4 建設関係事業の取扱いについて
- 5 都市計画の取扱いについて
- 6 地域づくり関係の取扱いについて
- 7 地域審議会の運営について